

5号及び第7号並びに建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「政令」という。)第16条第1項第3号(同号にあつては、同号に規定する建築物のうちホテル又は旅館の用途に供するものに限る。)及び第5号に掲げる建築物に該当するものに係る新規則第6条第1項第3号の規定の適用については、平成28年9月30日までの間は、同号中「平成30年4月1日から平成31年3月31日までの期間を始期として2年ごと」とあるのは、「平成27年10月1日から平成28年9月30日まで」とする。

- 3 施行日の前日において旧規則第5条の2第1項に規定する建築設備等に該当するものであつて、施行日において新規則第5条第1号のアからウまでに掲げる特定建築設備等(新規則第4条各号又は政令第16条第1項各号に掲げる建築物のものに限る。)並びに政令第16条第3項第1号に規定する昇降機及び政令第138条第2項各号に掲げる工作物に該当するものに係る新規則第6条第3項第1号の規定の適用については、平成29年3月31日までの間は、同号中「平成29年4月1日から平成30年3月31日までの期間を始期として1年ごと」とあるのは、「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」とする。

建築住宅課

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成28年5月30日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第20号

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

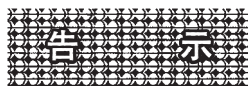
期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(昭和39年長野県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「除く」の次に「。第10条第2項第2号において同じ」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会事務局



長野県告示第318号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。)の規定により、介護機関を次のとおり指定しました。

平成28年5月30日

長野県知事 阿 部 守 一

事業の種類	名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
通所介護、介護予防通所介護	有限会社宗明会	長野県安曇野市堀金烏川1344-3	デイサービス見岳荘～ハナミズキ～	長野県安曇野市豊科4701-6	平成28年4月1日
居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	株式会社みらい	長野県上田市古安曾1876-4	ひかり薬局	長野県上田市古安曾1876-4	平成28年3月1日
居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	株式会社上原ファーマシー	長野県上田市中央1-2-19	生田上原薬局	長野県上田市生田5026-2	平成28年4月1日
居宅介護支援	特定非営利活動法人ひだまり	長野県飯田市駄科1046-3	居宅介護支援ひだまり	長野県飯田市駄科1046-3	平成28年3月1日
福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売	有限会社ケアライフ	長野県茅野市玉川3619-2	有限会社ケアライフ	長野県茅野市玉川3619-2	平成28年3月1日
居宅介護支援	株式会社中外製作所	長野県須坂市大字井上1700番地21	ケアプランセンター 楽蔵	長野県須坂市大字井上1700番地21	平成28年4月1日
福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売	株式会社中外製作所	長野県須坂市大字井上1700番地21	楽蔵	長野県須坂市大字井上1700番地21	平成28年4月1日

地域福祉課

長野県告示第319号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する生活保護法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定を受けた介護機関から名称、主たる事務所の所在地、事業所の名称又は所在地が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

平成28年5月30日

長野県知事 阿部 守一

事業の種類	名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	変更事項		変更年月日
					新	旧	
介護予防支援	安曇野市長	長野県安曇野市豊科6000番地	安曇野市中央地域包括支援センター	長野県安曇野市豊科6000番地	安曇野市中央地域包括支援センター	安曇野市東部地域包括支援センター	平成28年4月1日

地域福祉課

長野県告示第320号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた介護機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成28年5月30日

長野県知事 阿部 守一

事業の種類	名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与	富士ライフケアネット株式会社	東京都品川区大崎一丁目11番2号	筑摩あんしん館	長野県松本市筑摩4-20-17	平成27年6月30日

地域福祉課

長野県告示第321号

次の区域を信州ものづくり産業投資応援条例（平成17年長野県条例第25号）第1条第2項第5号に規定する製造業等を営む法人等の投資を応援する必要があると認める区域とします。

平成28年5月30日

長野県知事 阿部 守一

下伊那郡豊丘村大字神稲9206番1、9207番1、9207番2、9208番及び9209番

産業立地・経営支援課

長野県知事 阿部 守一

- 作業種類
基本測量（成果不整合地域における基準点改測）
- 作業期間
平成28年9月1日から平成28年12月20日まで
- 作業地域
上伊那郡宮田村

建設政策課

長野県告示第322号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定による基本測量を実施する旨の通知がありました。

平成28年5月30日

長野県告示第323号

岡谷市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成28年5月30日

長野県知事 阿部 守一

- 作業種類

公共測量(空中写真撮影)

2 作業期間

平成28年5月1日から平成29年3月17日まで

3 作業地域

岡谷市

建設政策課

長野県告示第324号

松本市長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成28年5月30日

長野県知事 阿部守一

1 作業種類

公共測量(空中写真撮影)

2 作業期間

平成28年5月1日から平成28年11月30日まで

3 作業地域

松本市

建設政策課

長野県告示第325号

下諏訪町長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成28年5月30日

長野県知事 阿部守一

1 作業種類

公共測量(空中写真撮影)

2 作業期間

平成28年5月1日から平成29年3月24日まで

3 作業地域

諏訪郡下諏訪町

建設政策課

長野県告示第326号

塩尻市長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成28年5月30日

長野県知事 阿部守一

1 作業種類

公共測量 基準点測量(2級基準点・3級基準点)

2 作業期間

平成28年6月1日から平成28年10月31日まで

3 作業地域

塩尻市

建設政策課

長野県告示第327号

佐久穂町長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成28年5月30日

長野県知事 阿部守一

1 作業種類

公共測量(航空写真撮影)

2 作業期間

平成28年4月12日から平成28年9月30日まで

3 作業地域

南佐久郡佐久穂町

建設政策課

長野県告示第328号

小海町長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成28年5月30日

長野県知事 阿部守一

1 作業種類

公共測量(航空写真撮影)

2 作業期間

平成28年4月12日から平成28年9月30日まで

3 作業地域

南佐久郡小海町

建設政策課

長野県告示第329号

山形村長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成28年5月30日

長野県知事 阿部守一

1 作業種類

公共測量(航空写真撮影)

2 作業期間

平成28年4月18日から平成28年9月30日まで

3 作業地域

東筑摩郡山形村、東筑摩郡朝日村

建設政策課

長野県告示第330号

朝日村長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成28年5月30日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
公共測量（航空写真撮影）
- 2 作業期間
平成28年4月20日から平成28年9月30日まで
- 3 作業地域
東筑摩郡山形村、東筑摩郡朝日村

建設政策課

長野県告示第331号

麻績村長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成28年5月30日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
公共測量（上水道施設台帳作成）地図情報レベル1,000、地図情報レベル2,500数値地形図データ整備
- 2 作業期間
平成28年5月9日から平成29年1月31日まで
- 3 作業地域
東筑摩郡麻績村

建設政策課

長野県告示第332号

松本市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

平成28年5月30日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
公共測量（道路台帳図補正更新）
- 2 作業期間
平成27年9月1日から平成28年3月31日まで
- 3 作業地域
松本市

建設政策課

長野県告示第333号

中野市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

平成28年5月30日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
平成27年12月21日から平成28年3月31日まで
- 3 作業地域
中野市

建設政策課

長野県告示第334号

千曲市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

平成28年5月30日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
公共測量（数値図化 地図情報レベル2500）
- 2 作業期間
平成27年10月19日から平成28年2月26日まで
- 3 作業地域
千曲市

建設政策課

長野県告示第335号

上田市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

平成28年5月30日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
公共測量（航空写真撮影）
- 2 作業期間
平成27年10月20日から平成28年3月31日まで
- 3 作業地域
上田市、小県郡長和町、小県郡青木村

建設政策課